

令和4年度、令和5年度

広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領

(町外業者用)

令和4年度及び5年度において、広陵町（上下水道部署及び土地開発公社を含む）が発注する測量・設計・調査等の建設関連業務競争入札（随意契約を含む）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札（随意契約を含む）の業者選定に使用する予定であり、直ちに指名があるという制度ではありません。

1. 競争入札(随意契約を含む)に参加する者の必要な資格

入札及び随意契約に参加を希望する者は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日(令和4年2月1日)直前2年の営業年度において、営業実績を有していない者
- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の申請を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している

- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

2. 受付対象者

次の①～⑥に該当する業者で、本店が広陵町外の所在地で登録を有している者、又は令和3年1月1日現在において、法人にあっては広陵町内に本店を有せず、個人にあっては広陵町内に居住していない者。

- ① 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- ② 測量業者（測量法による登録業者）
- ③ 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- ④ 建築設計業者（建築士法による登録業者）
- ⑤ 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- ⑥ その他建設工事に関連する調査業務業者（不動産鑑定業者、計量証明事業者）

※ 土地家屋調査士、司法書士等は、物品購入等競争入札参加資格申請書で提出して下さい。

4. 登録有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請方法

申請方法は**郵送**とします。

※ 申請書に必ず、問い合わせ先となる申請担当者の氏名・連絡先を記入してください。

※ 封筒表に「入札参加資格申請書在中 町外・コンサル等」と赤字で記載してください。

6. 送付先

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町役場 総務課 入札係
(TEL 0745-55-1001)

7. 受付期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月25日（金）まで
(消印有効)

8. 提出部数 1部

9. 提出書類

以下の順番に綴りホッチキス止めとします。ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じ、ファイル等は添付しないでください。

① 競争入札参加資格審査申請書（必須）

（国土交通省の様式①-1、①-2、①-3）

- ※ 宛先は「広陵町長 山村 吉由」としてください。
- ※ 代表者の氏名を自署した場合は、代表者印の押印は不要です。
自署以外の場合は押印し、次の②で示す印鑑証明書を添付してください。
- ※ 提出された申請書類に関する問い合わせ等はメールで行いますので、問い合わせ用のメールアドレスを、様式①-1の16メールアドレス欄の下余白に記入してください。（16メールアドレスと同じ場合でも再度記入してください。）
- ※ 15電子入札用ICカードの登録番号欄の記入は、必要ありません。

② 代表者印の印鑑証明書

（申請書の代表者氏名を自署しない場合のみ必須）〈写し〉

- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

③ 業態調書（国土交通省の様式②-1、②-2）（必須）

- ※ 様式②-1の記載について
 - ・土木関係建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、登録のある業種に限り希望業務とすることができます。
 - ・また、測量、建築一般、不動産鑑定については、様式の下にある記載要領のとおり各法律にもとづく登録がある場合に限り希望業務を記入してください。

④ 委任状（支店等に権限を委任し支店等を登録申請する場合）〈原本〉

（該当者は必須）

- ※ 任意の様式を使用してください。
- ※ 委任状には受任者の郵便番号、住所、名称、職・氏名、電話番号、メールアドレスを記入願います。
（入札、契約等の連絡がある場合の連絡先をお願いします。）

⑤ 営業所一覧表（国土交通省の様式③）

⑥ 使用印鑑届〈原本〉（必須）

入札、契約、代金請求などに使用される印をお願いします。

- ※ 任意の様式をご使用ください。
- ※ 委任状を提出される場合は、委任状に受任印として押印していただければ結構です。

⑦ 納税証明書〈原本〉(必須)

・ 法人の場合	{	法人税	
		及び消費税 (税務署)	〈様式その 3 の 3〉
		都道府県税 (都道府県税事務所)	〈滞納のない証明〉
		市町村税 (市役所、町村役場)	〈滞納のない証明〉
・ 個人の場合	{	所得税	
		及び消費税 (税務署)	〈様式その 3 の 2〉
		都道府県税 (都道府県税事務所)	〈滞納のない証明〉
		市町村税 (市役所、町村役場)	〈滞納のない証明〉

※ 本社登録の場合は本社の (国・都道府県・市町村) 税とし、営業所等登録の場合は本社の (国・都道府県・市町村) 税および営業所の (府県・市) 税の証明とします。

※ 「滞納のない証明」を発行していない場合は、「令和 2 年度及び 3 年度の納税証明書」の写しでも可

※ 申請書提出時の直前 3 箇月以内発行のものとしします。

⑧ 各事業年度ごとに国や県に提出する報告書〈写し〉(該当者は必須)

次の業種ごとに該当する直近の報告書 (受付されたもの) の写しを提出してください。

- ・ 建設コンサルタント業者
 - ・ 地質調査業者
 - ・ 補償コンサルタント業者
 - ・ 測量業者
 - ・ 建築設計業者
 - ・ 不動産鑑定業者
- 各登録規程による
「現況報告書」
- 測量法第 55 条の 8 の規定による
「測量業の財務に関する報告書」
- 建築士法第 23 条の 6 の規定による
「設計等の業務に関する報告書」
- 不動産鑑定評価に関する法律第 28 条の規定による
「事業実績等報告書」

⑨ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書〈写し〉(必須)

⑩ 技術者経歴書 (国土交通省の様式④) (必須)

※ 申請時点での在籍技術者について記載願います。

※ 現状と内容が同じであれば、設計等の業務に関する報告書の写しを提出された建築設計業者の方、事業実績等報告書の写しを提出された不動産鑑定業者の方は提出の必要はありません。

⑪ 測量等実績調書 (広陵町様式④) (必須)

※ 審査基準日 (令和 4 年 2 月 1 日) 直前 2 年の営業年度に含まれる主な

実績を業種ごとに分けて作成してください。

- ※ ⑧で提出される各報告書内の業務経歴書や実績調書等の写しと記載内容が同じであれば、提出は不要です。(ただし、2営業年度分ですので、足りない1年度分については、その年度の各報告書内の業務経歴書や実績調書等の写しを添付してください)

⑫ 商業登記の登記事項証明書（履歴事項証明書）〈写し〉（法人のみ必須）

- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

⑬ 財務諸表（前年度分）〈写し〉（必須※）

法人の場合→申請書提出時前に終了した直近の事業年度に係るもの

- ※提出された直近の現況報告書や測量等の財務に関する報告書内の財務諸表と同じであれば提出は不要です。

個人の場合→申請書提出時前に提出した直近の所得税確定申告書

10. 留意事項

- ① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している等の場合担当者に FAX で確認の連絡をさせていただきます。
- ② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
- ③ 申請書は、フラットファイルに綴らずに、ホッチキスで止めてください。
※ ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。